

広情個審第64号

令和元年10月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年3月27日付け広企秘第45号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第248号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成30年3月27日付け広企秘第45号の諮問事案（諮問第248号事案）

平成29年10月3日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月16日付け広企秘第28号で行った公文書部分開示決定に対する平成30年2月9日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った部分開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という）に基づき、すべてを開示せよ。

### (2) 審査請求の理由

市職員の大使随行業務のため作成されたスケジュールであるから内容はすべて公務である。市民に公開されうことは承知の上、大使も打ち合せしているので公開に支障はない。また守秘義務があるならば秘書課がスケジュールを他の部署に作成させるはずがない。

## 3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件処分は、「平成29年（2017年）国別スケジュール」のうち、条例第7条第1号及び第3号に該当する部分を除いた部分を開示したものである。

(1) 当該不開示情報は、秘匿を前提に提供される各国来賓のスケジュールであり、個人に関する情報

であって、公にすることについて本人が同意していると認められる情報ではないことから、条例第7条第1号に該当するものと考え。また、本人が同意しているとは認められない情報を明らかにすることは、本市が行う事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するものと考え、不開示とした。

なお、プレスリリースされたスケジュールについては、「従来から公表されており、今後とも公表しないこととする理由のない情報」であり、本人の同意があると認められるため、条例第7条1号イに該当するものと考え、開示している。

(2) 秘匿を前提に提供される各国大使等海外来賓の個別スケジュールをすべてつまびらかにすることは、本市と各国来賓との信頼関係を損ない、事業に必要な情報が提供されなくなることが想定されるときも、各国・機関を代表する要人の警備上の問題も発生することとなり、本市が行う当該事業の性質上、当該事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると考える。

(3) 以上のことから、本件の開示請求に対する決定は適切であると考え。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

## (2) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

## (3) 条例第7条第1号該当性について

ア 当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示部分」という。）には各国来賓の平和記念式典以外の行程が記載されており、当該情報は個人を特定することができる社会的活動状況に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第1号に該当すると認められる。

イ この点について、請求人は、本件不開示部分は条例第7条第1号のただし書きイ「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当することから、不開示情報から除外される旨主張しているものと解されるが、各国来賓の行程のうち平和記念式典参列の情報以外の情報は公にされておらず、秘匿を前提に提供されているものであるという実施機関の説明に不合理な点はなく、公にすることについて本人が同意していると認められる情報とはいえないことから、本件不開示部分が同号ただし書きイに該当するとは認められない。

また、請求人は、本件不開示情報は条例第7条第1号のただし書きエ「当該個人が公務員等（…）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することから、不開示情報から除外される旨主張しているものと解されるが、各国来賓自身は国家公務員法等における公務員ではなく、また、本件開示請求の対象となった公文書は各国来賓の随行業務にあたる市職員の資料ではあるが、スケジュールの内容は市職員の職務遂行の内容に係るものというより、各国来賓の個人的な活動に係る情報であり、同号ただし書きエに該当するとは認められない。

## (4) 条例第7条第3号該当性について

本件不開示部分には、秘匿を前提に提供された各国来賓の平和記念式典以外の行程スケジュールが記載されており、公にすることにより、本市と各国来賓の信頼関係を損ない、今後、事業に必要な情報が提供されなくなるとともに、各国来賓の警備上の問題が発生するおそれが高まるなど、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は条例第7条第3号に該当すると認められる。

なお、請求人は、実施機関の部分開示決定に対して種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

**(5) 結論**

以上のことから、本件不開示部分は条例第7条第1号及び同条第3号に該当することから、実施機関が本件開示請求について行った部分開示決定は、妥当である。

**5 まとめ**

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 0 ・ 3 ・ 2 7	広企秘第 4 5 号の諮問を受理 (諮問第 2 4 8 号で受理)
R 1 . 8 . 2 2 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 9 . 2 6 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授